

## 令和8年度米沢市公共施設LED照明リース仕様書

### 1 契約名

令和8年度米沢市公共施設LED照明リース

### 2 目的

公共施設の既設の蛍光灯等をLEDランプに取り換えることで消費電力を軽減し、温室効果ガス排出量及び電気料の削減を図る。

### 3 対象施設

本業務の対象とする施設（以下「対象施設」）は次表のとおりとする。

No.	施設名	所在
①	米沢市西部コミュニティセンター	米沢市直江町5番9号
②	米沢市北部コミュニティセンター	米沢市中央六丁目1番21号
③	米沢駅前自転車駐輪場	米沢市駅前一丁目1番62号
④	米沢市すこやかセンター	米沢市西大通一丁目5番60号
⑤	米沢市地域資源活用センター道の駅田沢	米沢市大字入田沢573番地の19
⑥	置賜広域観光案内センターASK	米沢市駅前一丁目1番43号
⑦	米沢市立興讓小学校	米沢市丸の内二丁目1番58号

### 4 対象照明

本業務において撤去する既設の蛍光灯等（以下「撤去品」とする。）と取り付けるLEDランプ等（以下「貸与品」とする。）及び個数及び仕様、該当箇所は別紙に示すとおりとする。

貸与品の条件は次のとおりとする。

- (1) 未使用品であること
- (2) 別紙記載の基準品と同等以上の性能を有すること
- (3) 一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーの製品であること。

### 5 業務等内容

#### (1) 事前準備

##### ①作業スケジュールの提出

- a 施設における現地調査から貸与品への取り換え及び撤去品の処分までの作業スケジュール及び貸与品の一覧表（メーカー、型番、仕様等）を作成、提出のうえ確認を受けること。
- b 作業スケジュールの作成にあたっては、施設利用者や施設職員への安全配慮及び施設設備や備品等の損傷等を防止する措置を講ずるに必要な期間を設けるとと

もに、施設管理者と十分に協議のうえで作成すること。

## ②現地確認

- a 対象施設の各照明機器の状態を確認し、現状が異なっている箇所がある場合は図面に記載し、報告すること。
- b 各照明機器の状態確認にあたっては、事前に施設管理者と協議し、施設の使用に極力影響がないように努めること。

## (2) 撤去品と貸与品の取り換え

### ①機材の搬入搬出

- a 各施設に取り付ける貸与品や撤去した撤去品のほか、作業に必要な資機材等を各施設内に仮置きする場合は施設利用者等に危害が及ばないように危険防止の措置を講ずるとともに、事前に施設管理者と協議しその指示を受けること。
- b 取り外した撤去品及び作業により発生した廃棄物は作業後速やかに各施設から搬出すること。

### ②貸与品への取り換え

- a 別紙に示す該当箇所に取り付けてある撤去品を取り外し、指定の貸与品を取り付けること。
- b 貸与品の取り付けにあたっては点灯等に適するよう事前に灯具等を確認し、必要に応じて安定器の切り離しなどの措置を講ずること。  
また、灯具ごと取り換える貸与品については、取り換えによる建材への影響が最小限となるよう配慮し、損傷した建材等については適切に補修すること。
- c 貸与品を取り付け後は、正常に点灯するか確認し、不具合があれば是正すること。
- d 作業にあたっては周辺環境に十分注意し、施設利用者や職員の安全、設備や備品の損傷防止に必要な措置を講ずること。また、利用者への影響が最小限となるよう、作業の進捗に応じて部屋ごとに進入禁止にするなど、部分的な利用制限により実施すること。
- e 作業後は貸与品の品番及び取り付け場所等を記録（以下「記録票」とする。）を作成すること。
- f 貸与品への取り換えは、令和9年3月31日までに完了すること。
- g 各作業にあたって資格等が必要な場合、適切な人員を配置すること。

## (2) 貸与品の維持管理

### ①リース期間前使用

本仕様書に定める「LED照明リース期間（以下「リース期間」とする。）」にかかわらず、貸与品の取り付けを行った直後から当該貸与品の使用を認め、リース期間始期までの故障等については、速やかに新品の同製品に交換するなどの対応を無償で行うこと。

## ②故障等の対応

リース期間中に貸与品の故障や不良が見られた場合は、速やかに新品の同製品に交換すること。

## ③業務責任者の選任

貸与品に関する連絡調整を担う業務責任者を選任し、施設管理者及び本市からの連絡等の対応にあたること。

## ④連絡方法

取り付けた貸与品の故障または不良が確認された場合は、施設管理者より業務責任者に連絡するものとする。

## (3) 既存蛍光灯等の廃棄処分

取り外した撤去品や不良が見られた貸与品は速やかに撤去し、その処分においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守のうえで適切に行うこと。

## (4) 作業報告

貸与品への取り換えが完了した後に施設ごとに作業報告書を提出すること。なお、作業報告書は次の内容とする。

①作業スケジュール（実績）

②記録票

③施設管理者の作業完了確認

## (5) 費用負担

貸与品の取り換え及び撤去品の処分に必要な費用は全て負担すること。

## (6) リース期間満了後の対応

### ①貸与品の無償譲与

リース期間満了した貸与品については、市へ無償譲与とすること。

### ②無償譲与後の費用負担

貸与品の無償譲与後に発生する貸与品に係る費用は、全額市が負担する。

## 6 契約期間

この業務の契約期間は、契約締結の日からすべての貸与品のリース期間が満了する日までとする。

なお、本業務は地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。

## 7 貸与品のリース期間と契約方法

リース期間は施設ごとに定めるものとし、施設における貸与品の取り換えがすべて完了した日の翌月1日から120か月を経過する日までとする。

## 8 リース料

リース料は、リース期間における料金を毎月月末に締めで対象施設ごとに請求するものとし、支払いは請求書受理後30日以内に行うものとする。支払いについて、両者が合意した場合、支払い頻度を変更し、複数ヶ月分をまとめて支払うことを可能とする。

## 9 情報の保護と守秘義務

この業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、個人情報については「米沢市個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

この業務の履行にあたり提供を受けた市の資料等については、目的外に使用してはならない。また、その管理にあたっては破損、汚損、紛失などないように注意し、保管及び管理し、使用後は返却すること。

## 10 問題の解決

### (1) 第三者への対応

この業務の履行に伴い発生した苦情等については真摯に対応し、その解決にあたること。

### (2) 事故対応

この業務において事故等が発生した場合は、直ちに安全確保及び損害の防止措置を実施するとともに、速やかに口頭で市に事故及び措置状況等を報告し、併せて書面にて報告書を提出すること。

### (3) 損害賠償

この業務の履行に伴い発生した損害については、その責を負い賠償すること。ただし、市の責に帰すべき事由により発生した損害については市の負担とする。

## 11 特記事項

発注者は、契約の翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除するものとする。

## 12 その他

この仕様書に明記されていない事項については、協議のうえで決定すること。